

○茅野市永明寺山公園墓地条例

平成25年12月26日

条例第33号

改正 令和3年3月29日条例第1号

茅野市永明寺山公園墓地条例（平成17年茅野市条例第28号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 聖地（第4条—第20条）

第3章 合葬式墓地（第21条—第33条）

第4章 雑則（第34条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、茅野市永明寺山公園墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 墳墓の用に供するため、茅野市永明寺山公園墓地（以下「公園墓地」という。）を茅野市ちの4250番地に設置する。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「聖域」とは、公園墓地内の指定された各区域をいう。
- (2) 「聖地」とは、焼骨を埋蔵するために墳墓を造営し、又は碑石等を建設する場所をいう。
- (3) 「万霊聖地」とは、無縁のもの焼骨を埋蔵する場所をいう。
- (4) 「碑石」とは、石材等によって後世に伝えるべき事柄を表示して建設するものをいう。
- (5) 「合葬式墓地」とは、焼骨を共同埋蔵するための施設をいう。
- (6) 「個別埋蔵場所」とは、合葬式墓地内において焼骨を個別の容器に納めて埋蔵するための設備をいう。
- (7) 「共同埋蔵場所」とは、合葬式墓地内において焼骨を個別の容器に納めずに埋蔵するための設備をいう。

第2章 聖地

（聖地の使用）

第4条 聖地は、墳墓の造営及び碑石等の建設並びに焼骨の埋蔵その他の祭祀を行う以外の目的で使用することはできない。

2 聖地は、合葬式墓地の使用許可を受けている者は使用することはできない。ただし、承継による場合はこの限りでない。

3 聖地は、1世帯につき1聖地を超えて使用することはできない。ただし、承継による

場合はこの限りでない。

4 聖地は、市内に住所又は本籍を有する者でなければ使用することはできない。ただし、承継による場合はこの限りでない。

5 万霊聖地の使用については、市長が別に定める。

(聖地の基準)

第5条 1 聖地は、6.24平方メートルとする。ただし、地形その他の状況により、これによることができない場合は、この限りでない。

(聖地使用の公募)

第6条 市長は、聖地を使用させようとするときは、聖地の位置、規格、使用料、申込方法その他の必要な事項を公表し、公募を行うものとする。ただし、市長が公募をすることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第7条 聖地を使用しようとする者（以下「聖地申請者」という。）は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、第4条第4項本文に規定する者以外であっても、聖地申請者とすることができる。

3 市内に住所を有しない聖地申請者は市内に住所を有する者のうちから聖地管理人（以下「管理人」という。）を定め連署して申請しなければならない。

(使用料)

第8条 聖地を使用する者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。ただし、第5条に規定する基準によらない聖地の使用料は、市長が別に定める。

(使用料の納入)

第9条 使用料は、聖地使用申請時に全額を納入するものとする。ただし、聖地申請者の申出により市長が必要と認めるときは分割納入することができる。

2 前項の分割納入に当たっては、聖地使用申請時に使用料の2分の1以上の額を納入し、2年以内に残金を納入するものとする。この場合において、聖地申請者は、連帯保証人1人を定め、別に定める分割払契約書に連署しなければならない。

(管理料)

第10条 聖地の使用許可を受けた者（以下「聖地使用者」という。）は、毎年度、1聖地当たり年額3,000円の管理料を納入しなければならない。この場合において、年度の途中で使用許可を受けた場合の使用期間は1年とみなす。

2 管理料の納入期限は、当該年度の7月末日とする。ただし、年度の途中で使用許可を受けた場合における納入期限については、別に市長が定める。

(聖地使用者等の義務)

第11条 聖地使用者は、聖地を使用する権利（以下「聖地使用权」という。）を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 聖地使用者は、常に聖地内を清潔にし、聖地内施設の損壊により危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理し、その他必要な措置を講じなければならない。

3 聖地使用者は、聖地内に施設を設けるときは、規則で定める基準に従わなければならない。

ない。

- 4 聖地使用者は、住所に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
この場合において、市内に住所を有しなくなった者は、管理人を定め連署して申請しなければならない。
- 5 管理人は、聖地使用者に代わり、この条例に規定する義務を負うものとする。
- 6 墓参者等は、公園墓地内を清潔にし、他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

(聖地使用权の承継)

第12条 聖地使用者の死亡その他の理由により祭祀を承継する者が、聖地使用权を承継しようとするときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(聖地の返還)

第13条 聖地使用者は、聖地を使用しなくなったときは、速やかに市長に届け出るとともに当該聖地を原形に復して返還しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 聖地使用者が、次の各号に掲げる期間に前条の規定により未使用聖地を返還した場合に限り、それぞれ当該各号に定める割合を既納の使用料に乗じて得た額を還付するものとする。

- (1) 許可を受けた日から1年以内 60パーセント
- (2) 許可を受けた日から1年を超え3年以内 40パーセント
- (3) 許可を受けた日から3年を超え5年以内 20パーセント

(使用の制限及び費用の負担)

第15条 市長は、聖地の管理上必要があると認めるときは、聖地使用者の聖地内施設に制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を講ずるよう命ずることができる。この場合の経費は、全て聖地使用者の負担とする。

(使用聖地の変更)

第16条 市長は、公園墓地の管理上必要があるときは、聖地使用者に対し、使用する聖地を変更させることができる。

(使用許可の取消し等)

第17条 市長は、聖地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、聖地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 聖地使用者が聖地を目的以外に使用したとき。
- (2) 聖地使用权を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用料を納入期限から3月を経過してもなお完納しないとき。
- (4) 管理料を5年分納入しないとき。
- (5) 偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。
- (6) 聖地使用者が住所不明となってから10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき。
- (7) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 聖地使用者は、前項第1号から第5号まで及び第7号の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに聖地を原形に復し、市長に返還しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、聖地使用权は消滅する。

(1) 聖地使用者が死亡してから10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき。

(2) 聖地使用者が法人である場合において当該法人が解散し、10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき。

(3) 第13条の規定による届出があったとき。

(焼骨等の改葬及び墳墓等の移転)

第18条 市長は、前条第1項第6号の規定により使用許可を取り消し、又は同条第3項第1号若しくは第2号の規定により聖地使用权が消滅したときは、その聖地の焼骨等を万霊聖地又は合葬式墓地の共同埋蔵場所に改葬し、墳墓等を一定の場所に移転することができる。

(復旧費用)

第19条 聖地使用者が第13条及び第17条第2項の規定による原形復旧の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を聖地使用者又は管理人から徴収する。

(聖地使用の特例)

第20条 公共事業等により、寺院、教会その他のもの（以下「寺院等」という。）が墓地を移転する必要が生じた場合においては、市長は、第4条第4項の規定にかかわらず、寺院等に対して聖地の使用を許可することができる。この場合において、市長は、第4条第3項の規定にかかわらず、複数の聖地の使用を許可することができる。

2 前条の規定により許可を受けた寺院等は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該使用の許可を受けた聖地を転貸することができる。

第3章 合葬式墓地

(合葬式墓地の使用)

第21条 合葬式墓地は、現に焼骨を所持している者又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする者が使用できるものとする。

2 合葬式墓地への焼骨の埋蔵は、個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所のいずれかとする。

3 個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵することができる期間は、焼骨を埋蔵した日から起算して15年を経過する日までとする。

4 前項に規定する期間を経過した後は、焼骨を共同埋蔵場所に移し、埋蔵するものとする。この場合において、別表第2に規定する共同埋蔵場所の使用料は徴収しない。

5 共同埋蔵場所の使用許可を受けた者の焼骨は、直接共同埋蔵場所に埋蔵する。

6 合葬式墓地は、聖地使用者は使用することができない。ただし、承継による場合はこの限りでない。

7 合葬式墓地は、市内に住所又は本籍を有する者でなければ使用することはできない。ただし、承継による場合はこの限りでない。

(合葬式墓地使用の公募)

第22条 市長は、個別埋蔵場所を使用させようとするときは、焼骨の容器の基準、使用料、申請方法その他の必要な事項を公表し、公募を行うものとする。ただし、市長が公募することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第23条 合葬式墓地を使用しようとする者（以下「合葬式墓地申請者」という。）は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 第1項の申請においては、合葬式墓地に焼骨が埋蔵される者（以下「被埋蔵者」という。）を明らかにしなければならないものとし、その変更はできないものとする。

3 合葬式墓地申請者と被埋蔵者が同一人である場合は、当該合葬式墓地申請者は、焼骨を埋蔵する際の立会人を選定した上で、申請しなければならない。

（使用料）

第24条 合葬式墓地を使用する者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の納入）

第25条 使用料は合葬式墓地申請時に全額を納入するものとする。

（管理料）

第26条 合葬式墓地の管理料は徴収しない。

（焼骨の埋蔵）

第27条 合葬式墓地への焼骨の埋蔵は、市長が行うものとする。

2 合葬式墓地の使用許可を受けた者（以下「合葬式墓地使用者」という。）又は立会人は、焼骨を埋蔵し、又は焼骨の返還を受けるときを除き、焼骨の埋蔵場所に立ち入ることができない。

3 個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨の容器は、規則に定める基準に適合するものでなければならない。

（合葬式墓地使用权の承継）

第28条 合葬式墓地使用者の死亡その他の理由により被埋蔵者の祭祀を承継する者が、合葬式墓地を使用する権利（以下「合葬式墓地使用权」という。）を承継しようとするときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。

（使用の中止等）

第29条 合葬式墓地使用者は、被埋蔵者の焼骨を施設に埋蔵する前に、合葬式墓地を使用しなくなったときは、市長に届け出なければならない。

2 個別埋蔵場所の合葬式墓地使用者は、第21条第3項の期間内においてその使用を中止するときは、市長に届け出るとともに、その指示に従って焼骨を引き取らなければならない。

（使用料の還付）

第30条 個別埋蔵場所の合葬式墓地使用者が、次の各号に掲げる期間に前条第1項の届出をした場合に限り、それぞれ当該各号に定める割合を既納の使用料に乗じて得た額を還付するものとする。

(1) 許可を受けた日から1年以内 60パーセント

(2) 許可を受けた日から1年を超え3年以内 40パーセント

(3) 許可を受けた日から3年を超え5年以内 20パーセント

（埋蔵場所の移転）

第31条 市長は、第29条第2項の規定により焼骨を引き取ることとなっている合葬式墓地使用者が不明なとき、又は焼骨を引き取らないときは、焼骨を無縁として共同埋蔵場所へ埋蔵することができる。

(合葬式墓地に埋蔵した焼骨の返還等)

第32条 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、改葬し、分骨し、又は返還することはできない。

2 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、第29条第2項の届出をした場合を除き、改葬し、又は返還することはできない。

3 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨を第21条第3項の期間内において分骨しようとする場合は、合葬式墓地使用者その他市長が認める者からの申出により行うことができる。

(使用許可の取消し等)

第33条 市長は、合葬式墓地使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓地の使用許可を取り消すことができる。

(1) 合葬式墓地使用权を譲渡し、又は転貸したとき。

(2) 使用料の納入期限から3月を経過してもなお完納しないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 合葬式墓地使用者と被埋蔵者が同一人でない場合において、許可を受けた日から1年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(5) 合葬式墓地使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が住所不明となつてから10年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(6) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓地使用权は消滅する。

(1) 合葬式墓地使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が死亡してから10年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(2) 被埋蔵者を共同埋蔵場所に埋蔵したとき。

(3) 第29条第1項又は第2項の規定による届出があつたとき。

第4章 雑則

(公園墓地内の営業)

第34条 公園墓地内で営業行為をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第35条 公園墓地内の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この条例による改正前の茅野市永明寺山公園墓地条例(平成17年茅野市条例第28号。以下「旧条例」という。)の規定により市に納入された使用料及び管理料(旧条例附則第2項の規定により、旧条例の規定により納入されたとみなされた使用料

及び管理料を含む。)については、この条例の規定により納入された使用料及び管理料とみなす。

- 3 施行日前に、旧条例の規定により賦課された使用料及び管理料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に、旧条例の規定によりされた、許可、取消し等の処分は、この条例の規定によりされた処分とみなす。
- 5 施行日前に旧条例第14条に規定する使用料を納入した聖地使用者が聖地を返還する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、第14条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める割合を既納の使用料に乗じて得た額を還付するものとする。
 - (1) 施行日から1年以内に未使用聖地を返還した場合 80パーセント
 - (2) 施行日から1年を超え2年以内に未使用聖地を返還した場合 60パーセント
 - (3) 施行日から2年を超え3年以内に未使用聖地を返還した場合 40パーセント
 - (4) 施行日から3年を超え5年以内に未使用聖地を返還した場合 20パーセント
 - (5) 施行日から1年以内に既使用聖地を返還した場合 40パーセント
 - (6) 施行日から1年を超え2年以内に既使用聖地を返還した場合 30パーセント
 - (7) 施行日から2年を超え3年以内に既使用聖地を返還した場合 20パーセント
 - (8) 施行日から3年を超え5年以内に既使用聖地を返還した場合 10パーセント

附 則 (令和3年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

区分	使用料
1号聖域内の1聖地につき	32万円
2号聖域内の1聖地につき	32万円
3号聖域内の1聖地につき	32万円
4号聖域内の1聖地につき	32万円
5号聖域内の1聖地につき	30万円
6号聖域内の1聖地につき	30万円
7号聖域内の1聖地につき	30万円
8号聖域内の1聖地につき	50万円

別表第2 (第24条関係)

区分	使用料
個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨1体につき	15万円
共同埋蔵場所に埋蔵する焼骨1体につき	5万円